

改正

令和2年3月3日条例第9号

令和5年6月26日条例第18号

東かがわ市福祉医療費支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子ども、心身障害者及びひとり親家庭等について、医療費の一部を支給することにより、子ども、心身障害者及びひとり親家庭等の生活の安定及び保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、次号、第4号及び第6号に該当する者を除く。
- (2) 心身障害者 次のアからウまでのいずれかに該当する者であつて、それぞれアからウまでの手帳の交付を受けた日における年齢が65歳未満である者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級、2級、3級又は4級である者として記載されている者
 - イ 規則で定める判定機関において、知的障害と判定され、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定に基づき、戦傷病者手帳の交付を受けた者
- (3) ひとり親家庭の父又は母 配偶者のない者（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する母及び同条第2項に規定する父をいう。）で現に児童を扶養（民法（明治29年法律第89条）第877条の規定により扶養義務を負っている者の行う扶養をいう。以下同じ。）している者をいう。
- (4) ひとり親家庭の児童 ひとり親家庭の父又は母が現に扶養している児童をいう。
- (5) 養育者 父母のない児童を扶養する者であつて、現に婚姻をしていない者をいう。

(6) 父母のない児童 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）附則第3条に規定する父母のない児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は次号ア若しくはイのいずれかに該当する者をいう。

(7) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、20歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第1に定める程度の障害の状態にある者又は20歳未満で次の各号のいずれかに該当する学校に在学している者をいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（同法第53条に規定する定時制の課程、同法第54条に規定する通信制の課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）

イ 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程（同法第70条第1項において準用する同法第53条に規定する定時制の課程、同法第54条に規定する通信制の課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）

ウ 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（第4学年以上の学年を除く。）

エ 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部

オ 学校教育法第1条に規定する専修学校の高等課程

(8) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを看護するものをいう。

(9) 介護者 心身障害者の配偶者、扶養義務者（民法第877条第1項に定める扶養義務者をいう。次条第5号において同じ。）その他の者で、障害者と同居し、主として介護する者をいう。

(10) 医療費 規則で定める医療保険各法（以下「各法」という。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する医療に関する給付（入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給を除く。以下「医療に関する給付」という。）を受けたときに、当該医療に関する給付を受けた者が負担し、又は負担すべき費用をいう。

（支給の対象）

第3条 この条例により、医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、子ども、心身障害者並びにひとり親家庭の父又は母、ひとり親家庭の児童、養育者及び父母のない児童で、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 東かがわ市内に住所を有すること。

(2) 医療に関する給付を受けることができること。

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護を受けていないこと。

- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく措置により医療費の支給を受けていないこと。
- (5) 心身障害者又はひとり親家庭の父又は母、ひとり親家庭の児童、養育者及び父母のない児童(以下この号において「心身障害者等」という。)にあっては、心身障害者等又はその扶養義務者で心身障害者等の生計を維持する者若しくは配偶者の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費の支給については、前々年の所得とする。)が、それぞれ規則で定める限度額を超えていないこと。

(受給者証の交付)

第4条 医療費の支給を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、福祉医療受給者証(以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。

(支給の額)

第5条 対象者に対して支給する医療費の額は、医療機関等において、当該対象者が負担し、又は負担すべき額とする。ただし、各法の規定により付加給付を受けることができるとき、又は法令の規定により国、地方公共団体若しくは独立行政法人日本スポーツ振興センターの負担による医療の給付が行われたときは、その給付額を控除した額とする。

(支給の申請等)

第6条 対象者は、前条に規定する医療費の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、次条第1項本文に規定する支給については、第4条の規定により受給者証の交付を受けた後は、申請を要しない。

- 2 前項の申請は、医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して5年以内にしなければならない。
- 3 対象者は、次条第1項ただし書に規定する医療費の支給については、医療に関する給付を受けた月分ごとに、市長に申請しなければならない。
- 4 市長が対象者について特別の理由があると認めるときは、保護者又は介護者が対象者に代わって第1項の規定による申請をし、又は医療費の支給を受けることができる。

(支給の方法)

第7条 対象者が医療機関等から医療に関する給付を受けたときは、市長は、当該対象者が医療機関等に支払うべき医療費について、当該対象者に支給すべき額の限度において、当該対象者に代わり、医療機関に支払うことにより行う。ただし、高齢者医療確保法に規定する医療に関する給付を受けた場合、各法に規定する療養費又は療養費に相当する家族療養費の支給を受けた場合その他規則で定める場合においては、支給する額を対象者に支払うことにより行うものとする。

2 市長は、医療機関又は対象者から医療費の支給に関する請求があったときは、法令、この条例及びこの条例に基づく規則の規定等に照らして審査の上、支払うものとする。

3 市長は、前項の規定による医療機関の請求に係る審査及び支払いに関する事務を社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。
(損害賠償との調整)

第8条 市長は、対象者が第三者の行為による傷病について損害賠償を受けたときは、当該損害賠償の額の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の全部若しくは一部を返還させることができる。
(支給金の返還)

第9条 市長は、偽りその他の不正行為によって、この条例による支給を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。
(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 受給者証の交付その他必要な行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(東かがわ市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 東かがわ市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例(平成15年東かがわ市条例第93号)

(2) 東かがわ市重度心身障害者等医療費支給に関する条例(平成15年東かがわ市条例第95号)

(3) 東かがわ市子ども医療費支給に関する条例(平成25年東かがわ市条例第4号)

(廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行日前の診療に係る医療費支給については、前項の規定による廃止前の東かがわ市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例、東かがわ市中心身障害者等医療費支給に関する条例及び東かがわ市子ども医療費支給に関する条例の規定の例による。

(東かがわ市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正)

5 東かがわ市保育の必要性の認定に関する条例(平成26年東かがわ市条例第27号)の一部を次の

ように改正する。

略

(東かがわ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 6 東かがわ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年東かがわ市条例第28号）の一部を次のように改正する。

略

附 則（令和2年3月3日条例第9号）

この条例は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和5年6月26日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 受給者証の交付その他必要な行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

（東かがわ市乳幼児医療費支給に関する条例の廃止）

- 3 東かがわ市乳幼児医療費支給に関する条例（平成15年東かがわ市条例第92号）は、廃止する。

（東かがわ市乳幼児医療費支給に関する条例の廃止に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行日前の診療に係る東かがわ市乳幼児医療費支給に関する条例の規定による医療費の支給については、なお従前の例による。

（東かがわ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

- 5 東かがわ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年東かがわ市条例第28号）の一部を次のように改正する。

略